

令和3年度社会福祉法人指導監査結果通知書（運営）

(法人名称) 社会福祉法人縁成会

<文書指摘事項> ※改善報告書及び改善状況を確認できる書類を提出してください。

改善又は是正を要する事項		根拠法令等
1	該当する事項はありません。	

<口頭指摘事項>

改善又は是正を要する事項		根拠法令等
1	評議員及び役員の選任に際し、欠格事由の確認書に記載されている欠格事由の参考法令が古いため、修正すること。	社会福祉法第40条第1項 社会福祉法第44条第1項により準用される社会福祉法第40条第1項
2	評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係を有する者が議決に加わっていない旨を確認すること。	社会福祉法第45条の9第8項、第45条の14第5項
3	評議員会の決議事項については、法令又は定款で定めた事項とすること（事業計画、収支予算及び補正予算が評議員会の決議事項とされていた）。	社会福祉法第45条の8第2項
4	理事長の就任承諾書及び委嘱状の任期の記載に誤りがあるため、今後理事長の選任に際し留意すること。	社会福祉法第45条の13第2項、第3項
5	法人の業務執行については、理事会において決定すること（理事長専決規程に規定した理事長専決事項の範囲を超えて専決が行われていた）。	社会福祉法第45条の13第2項
6	監事の選任にあたっては、「監事の同意書」又は「監事の選任に関する議案を決定した理事会議事録」により、監事の過半数の同意を確認できるようにしておくこと。	社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項

令和3年度社会福祉法人指導監査結果通知書（会計）

(法人名称) 社会福祉法人銀成会

<文書指摘事項> ※改善報告書及び改善状況を確認できる書類を提出してください。

改善又は是正を要する事項		根拠法令等
1	該当する事項はありません。	

<口頭指摘事項>

改善又は是正を要する事項		根拠法令等
1	法人経理規程を改正すること（存在する拠点区分が記載されていなかった）。	運用上の留意事項2（3） 法人経理規程第12条
2	契約業者選定にあたっては、稟議書等を作成し、選定の理由を明確にすること。自動更新条項付きの契約を更新する場合についても同様とすること。	会計基準省令第1条、第18条、第24条、別表第1、別表第2 運用上の留意事項25（1）
3	計算書類の注記を適切に作成すること（記載内容に誤りが認められた）。	会計基準省令第29条 運用上の取扱い25、別紙1、2 運用上の留意事項25（2）
4	計算書類の附属明細書を適切に作成すること（補助金事業明細書、基本金明細書及び引当金明細書に記載内容の誤りが認められた）。	会計基準省令第30条 運用上の取扱い26（1）、（2）別紙3
5	施設報酬を主たる財源とする資金を他の事業に貸付した場合は、当該年度内に補填すること（社会福祉事業（地域ケアプラザを除く）から公益事業への繰替え）。	老発第188号第2-3（4）
6	契約業者選定にあたっては、稟議書等を作成し、選定の理由を明確にすること。自動更新条項付きの契約を更新する場合についても同様とすること。	入札契約等の取扱い1（3）、（4）
7	契約金額が100万円を超える場合には、法人経理規程に従い契約書を作成すること。	法人経理規程第75条、第76条